

# PAZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制【P】

- 青森県は、<sup>ひがしどおりむら</sup>東通村防災センターのほか、消防署や放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。【P】
- 緊急時には、役場職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。【P】
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを作成。【P】



ひがしどおりむら 東通村防災センター、東通消防署  
防災業務従事者向けに備蓄を実施

放射線防護対策施設  
施設職員向けに備蓄を実施



備蓄拠点	対象施設数
<sup>ひがしどおりむら</sup> 東通村防災センター	1
<sup>しもきた</sup> 下北消防本部、 <sup>ひがしどおり</sup> 東通消防署	2
放射線防護対策施設	1
合計	4

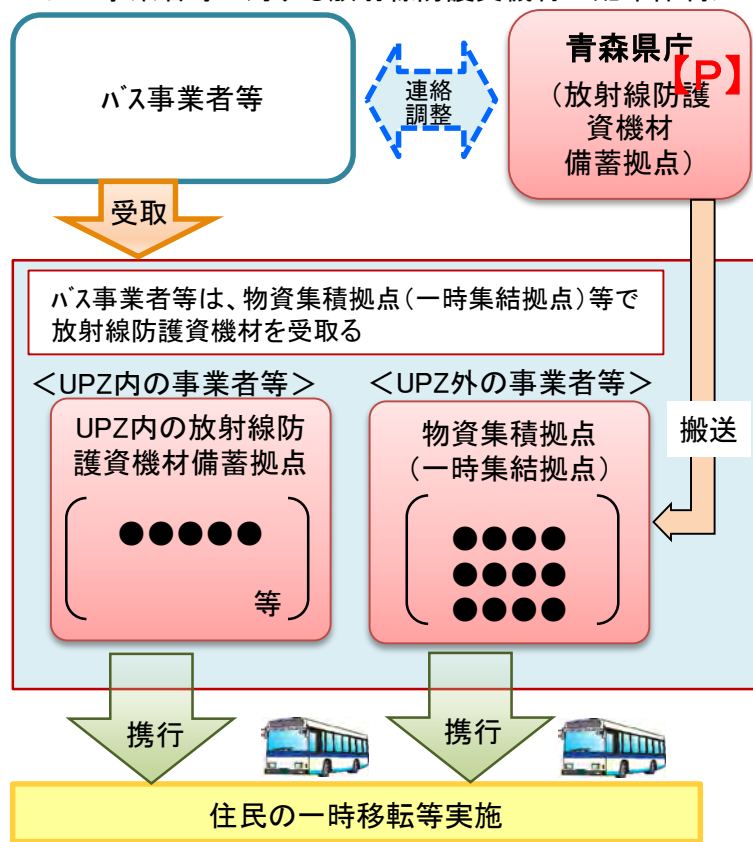
※ <sup>ひがしどおりむら</sup>東通村役場については、<sup>ひがしどおりむら</sup>村の災害対策本部が置かれる<sup>ひがしどおりむら</sup>東通村防災センターの備蓄により対応する

# UPZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制【P】

- UPZ内の関係市町村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係市町村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄拠点(●●●)から供給を実施。【P】
- UPZ内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、●●●(物資集積拠点等 P)で、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。【P】
- (物資集積拠点等 P)では、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。【P】



## ＜バス事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制＞



※ 物資集積拠点(一時集結拠点)は、生活物資等の物資集積拠点(一時集結拠点)と同じ場所に設置

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

## 原子力災害時における原子力事業者間協力協定（平成26年10月10日）

### 【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

### 【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

### 【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

## 主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※ 本協定のほか、東北電力、東京電力、電源開発、日本原燃及びリサイクル燃料貯蔵の5社間において「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」（平成23年12月9日）、東北電力及び東京電力との間で「原子力災害時における相互協力に関する基本合意」（平成28年9月15日）、東北電力及び北海道電力との間で「原子力災害時における相互協力に関する基本合意」（平成29年3月10日）を締結

- 緊急時に備え、青森県及び関係市町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、青森県が調整を行い、県内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。**【P】**

## 関係市町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資 種類	青森県及び関係市町村					
	青森県	ひがしどおりむら 東通村	むつ市	のへじまち 野辺地町	よこはままち 横浜町	ろっかしよむら 六ヶ所村
米 (kg)	—	120	749	10	—	230
主食缶詰 (缶)	—	—	—	200	—	—
副食缶詰 (缶)	—	400	—	200	200	—
飲料水 (リットル)	8,511	2,448	3,745	1,800	2,000	900
毛布 (枚)	13,600	4,000	7,048	825	220	1,870
トイレ						
簡易型 (台)	—	—	151	101	10	13
携帯型 (個)	—	—	—	100	—	—

※1:上記の数量は、H28.4.1時点で青森県及び関係市町村が把握している数。

※2:上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。



- 関係市町村及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、青森県は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

## 災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	災害時における生活物資や食料の供給	青森県経済農業協同組合連合会(全農青森)、青森県生活協同組合連合会
災害時における物資の供給に関する協定	災害時における食料や飲料等の供給	(株)ローソン、(株)ユニバース、(株)サークルKサンクス、(株)ファミリーマート、イオングループ、(株)イトーヨーカ堂
災害時における飲料供給に関する協定	災害時における飲料等の供給	サントリーフーズ(株)、みちのくコカ・コーラボトリング(株)、アサヒカルピスビバレッジ(株)
災害時における石油類燃料の調達及び安定供給に関する協定	災害時における緊急通行車両への優先給油及び警察・消防署等の重要施設に対する石油燃料の供給	青森県石油商業組合、青森県石油商業協同組合
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)青森県トラック協会
船舶による輸送の確保に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	東北内航海運組合